

東駿河湾広域都市計画道路の変更（沼津市決定）

都市計画道路中 3・4・12 号千本香貫山線ほか 1 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・12	千本香貫山線	沼津市 本 字千本	沼津市 下香貫 字八重	沼津市 西島町	約 2,110m	地表式	2 車線	18m	幹線街路と平面交差 5 箇所	
幹線街路	3・5・41	香貫山線	沼津市 中瀬町	沼津市 下香貫 字八重	沼津市 上香貫 字一ノ 洞東	約 2,030m	地表式	2 車線	12m	幹線街路と平面交差 2 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理 由

都市計画道路は、都市活動に必要不可欠な都市基盤の一つであり、自動車交通利用のみならず、市街地形成機能や防災機能など、多様な機能を有し、本市の発展の一翼を担う都市施設として、これまで都市計画に定めるとともに、順次整備を推進してきた。その一方で、人口減少や少子高齢化の進展など、社会経済情勢が大きく変化しており、都市計画決定以来、長期未着手となっている道路の中には、時間の経過とともに、都市計画決定当初の必要性等に変化が生じている。

本市を取り巻く環境の変化に対応するため、都市計画道路の必要性等について再検証した結果、都市の将来を見据え都市計画道路網を再構築するため、本案のとおり変更するものである。

変 更 理 由

本市では、人口減少・少子高齢化の進展など、社会経済情勢の大きな変化に対応するため、都市計画道路の必要性や役割等を再検証し、目指すべき将来都市像実現のための都市計画道路のあり方について検証するため、静岡県都市計画道路の必要性再検証ガイドラインを踏まえ、「沼津市都市計画道路の整備に関する基本的な考え方」を整理し、その考え方にに基づき、都市計画道路網の見直しを行い、「優先性が高い路線・区間」、「一般路線・区間」、及び「計画が廃止となる路線・区間」を位置付けた「沼津市都市計画道路の整備方針」を令和元年12月に策定した。

今回、「計画が廃止となる路線・区間」に位置付けたもののうち、3・4・12号千本香貫山線の一部区間を廃止するとともに、3・4・12号千本香貫山線の一部区間廃止に伴い、3・4・12号千本香貫山線と3・5・41号香貫山線の交差点を廃止及び3・5・41号香貫山線を変更する都市計画変更を行うものである。

< 3・4・12号 千本香貫山線 >

当該路線は、東海道新幹線や東名高速道路などの産業形態及び土地利用形態に著しく影響を与える計画が具体化してきたことを背景に都市の骨格を形成するとともに、千本地区から香貫地区を經由し清水町への都市間交通を担う幹線街路として昭和36年に都市計画決定されている。

このうち、3・3・29号八重塚田線との交差点から終点までの約610m区間は、都市計画決定から時間の経過とともに求められる役割に変化が生じたこと、また、香貫地区と清水町を連絡する機能は、周辺の都市計画道路などで代替機能が確保されていることから当該区間を廃止するものである。

また、当該区間の廃止に伴い、3・5・41号香貫山線との交差点を廃止するものである。

< 3・5・41号 香貫山線 >

当該路線は、東海道新幹線や東名高速道路などの産業形態及び土地利用形態に著しく影響を与える計画が具体化してきたことを背景に都市の骨格を形成するとともに、3・4・11号西間門新谷線と3・4・12号千本香貫山線を連絡する幹線街路として昭和36年に都市計画決定されている。

今回、3・4・12号千本香貫山線の一部区間廃止に伴い、当該路線の終点を変更するものである。

また、3・4・12号千本香貫山線の一部区間廃止に伴い、当該路線との交差点を廃止するものである。

変 更 概 要

1. 都市計画道路中 3・4・12 号千本香貫山線の一部区間を廃止する。

	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
		番 号	路線名	起 点	終 点	主な 経過地		延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	
変更後	幹線街路	3・4・12	千本香貫山線	沼津市 本 字千本	沼津市 下香貫 字八重	沼津市 西島町	約2,110m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差 5箇所	
変更前	幹線街路	3・4・12	千本香貫山線	沼津市 本 字千本	沼津市 下香貫 字外原	沼津市 西島町	約3,150m	地表式	2車線	18m	幹線街路と平面交差 6箇所	

(上段) 変更後、(下線) 変更箇所

(下段) 変更前

2. 都市計画道路中 3・5・41 号香貫山線について、3・4・12 号千本香貫山線の一部区間の廃止に伴い、変更する。

	種 別	名 称		位 置			区 域	構 造				備考
		番 号	路線名	起 点	終 点	主な 経過地		延 長	構造 形式	車線 の数	幅員	
変更後	幹線街路	3・5・41	香貫山線	沼津市 中瀬町	沼津市 下香貫 字八重	沼津市 上香貫 字一ノ 洞東	約2,030m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 2箇所	
変更前	幹線街路	3・5・41	香貫山線	沼津市 中瀬町	沼津市 上香貫 字猿石	沼津市 上香貫 字一ノ 洞東	約1,120m	地表式	2車線	12m	幹線街路と平面交差 2箇所	

(上段) 変更後、(下線) 変更箇所

(下段) 変更前

東駿河湾広域都市計画道路の変更（沼津市決定）

都市計画道路中 3・4・58 号下香貫志下線を 3・4・58 号下香貫線に名称を改め、3・3・9 号八幡原線ほか 2 路線を次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・3・9	八幡原線	清水町 八幡 字内屋敷	沼津市 原 字御殿場	沼津市 大手町 三丁目	約 9,510m	地表式	4 車線	27m	幹線街路と平面交差 16 箇所	
幹線街路	3・4・12	千本香貫山線	沼津市 本 字千本	沼津市 下香貫 字外原	沼津市 西島町	約 3,150m	地表式	2 車線	18m	幹線街路と平面交差 6 箇所	
幹線街路	3・4・58	下香貫線	沼津市 下香貫 字汐入	沼津市 下香貫 字塚田	沼津市 下香貫 字塚田	約 470m	地表式	2 車線	18m	幹線街路と平面交差 2 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」



 協議済
 都計第 31 号
 令和 3 年 7 月 29 日



 変更
 沼津市告示第 354 号
 令和 3 年 8 月 24 日

理 由

都市計画道路は、都市活動に必要不可欠な都市基盤の一つであり、自動車交通利用のみならず、市街地形成機能や防災機能など、多様な機能を有し、本市の発展の一翼を担う都市施設として、これまで都市計画に定めるとともに、順次整備を推進してきた。その一方で、人口減少や少子高齢化の進展など、社会経済情勢が大きく変化しており、都市計画決定以来、長期未着手となっている道路の中には、時間の経過とともに、都市計画決定当初の必要性等に変化が生じている。

本市を取り巻く環境の変化に対応するため、都市計画道路の必要性等について再検証した結果、都市の将来を見据え都市計画道路網を再構築するため、本案のとおり変更するものである。



都市計画変更までのスケジュール(案)

縦覧 令和6年12月頃
(予 定)

市審議会開催日 令和7年1月頃
(予 定)

説明会・公聴会等の開催状況

開催日時	開催場所	説明者	参加者 (人数)	内容・結果	備考
令和元年 10 月 17 日(木) 午後 7 時から (説明会)	市民文化センター	沼津市 都市計画部 まちづくり政策課	住民 21 名 市まちづくり政策課 7 名	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の整備方針（優先整備路線及び見直し路線）について説明した。 ・整備方針内容について理解を得た。 	広報ぬまづ、市 HP、市 Twitter、市 Facebook に掲載
令和元年 10 月 31 日(木) 午後 7 時から (説明会)	第三地区センター	沼津市 都市計画部 まちづくり政策課	住民 10 名 市まちづくり政策課 5 名	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路の整備方針（優先整備路線及び見直し路線）について説明した。 ・整備方針内容について理解を得た。 	対象自治会に対して、組回覧を実施
令和 6 年 9 月 5 日（木） 午後 7 時から (説明会)	第三地区センター	沼津市 都市計画部 まちづくり政策課	住民 21 名 市まちづくり政策課 7 名	<ul style="list-style-type: none"> ・都市計画道路千本香貫山線及び香貫山線の変更、用途地域の変更について説明した。 ・整備方針内容について理解を得た。 	関係地権者に対し、直接案内を送付
令和 6 年 10 月 11 日（金） (予定) (公聴会)	沼津市立図書館 4 階講座室			<ul style="list-style-type: none"> ・縦覧に対して公述の申出がある場合に実施 	

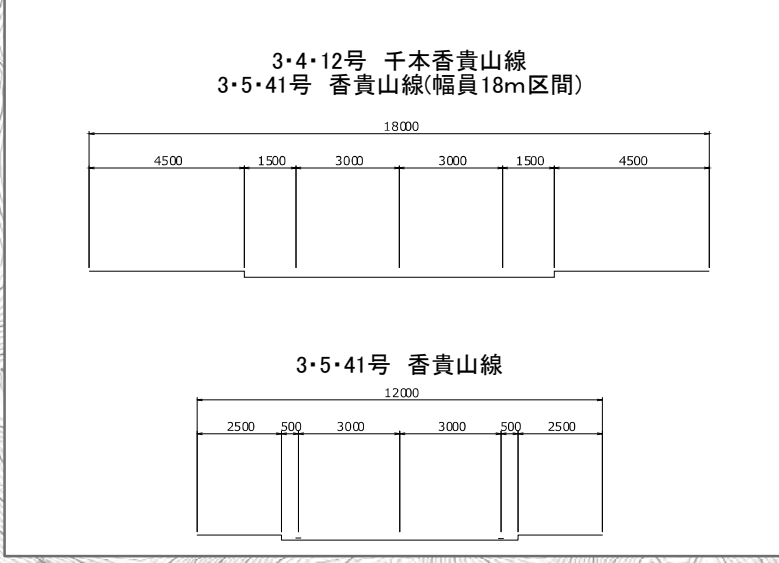
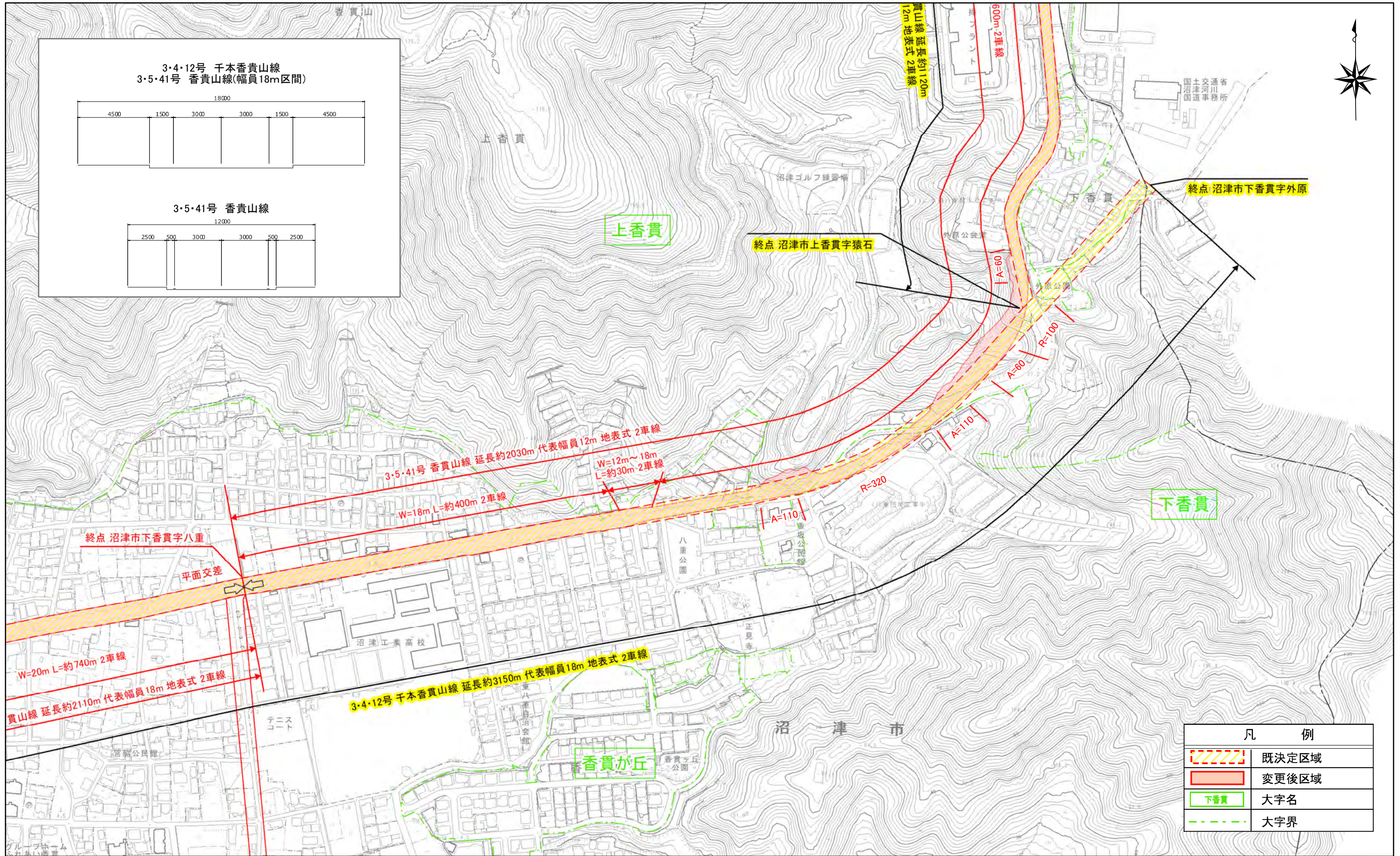
様式 34

関係機関との協議状況一覧 (東駿河湾広域都市計画道路の変更)

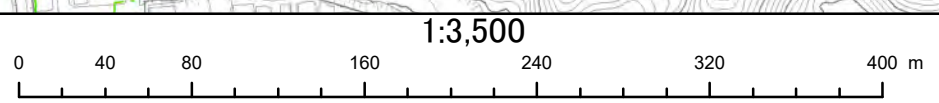
協議先	協議事項	内容	経過			備考
			下協議	協議書提出	応諾	
静岡県 交通基盤部 都市局 都市計画課	都市計画変更協議	都市計画変更について	R6. 7. 19		R6. 8. 26	口頭応諾
静岡県 沼津土木事務所 企画検査課、都市計画課	都市計画変更協議	都市計画変更について	R6. 8. 6		R6. 8. 6	口頭応諾
静岡県警察 沼津警察署 交通課	都市計画変更協議	都市計画変更について	R5. 3. 29		R5. 3. 29	口頭応諾

拡大図

NO.



凡 例	
	既決定区域
	変更後区域
	下香貴
	大字界



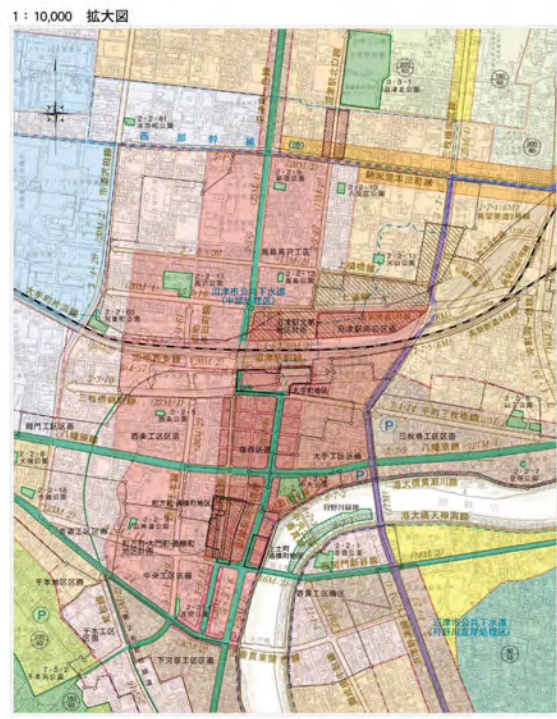
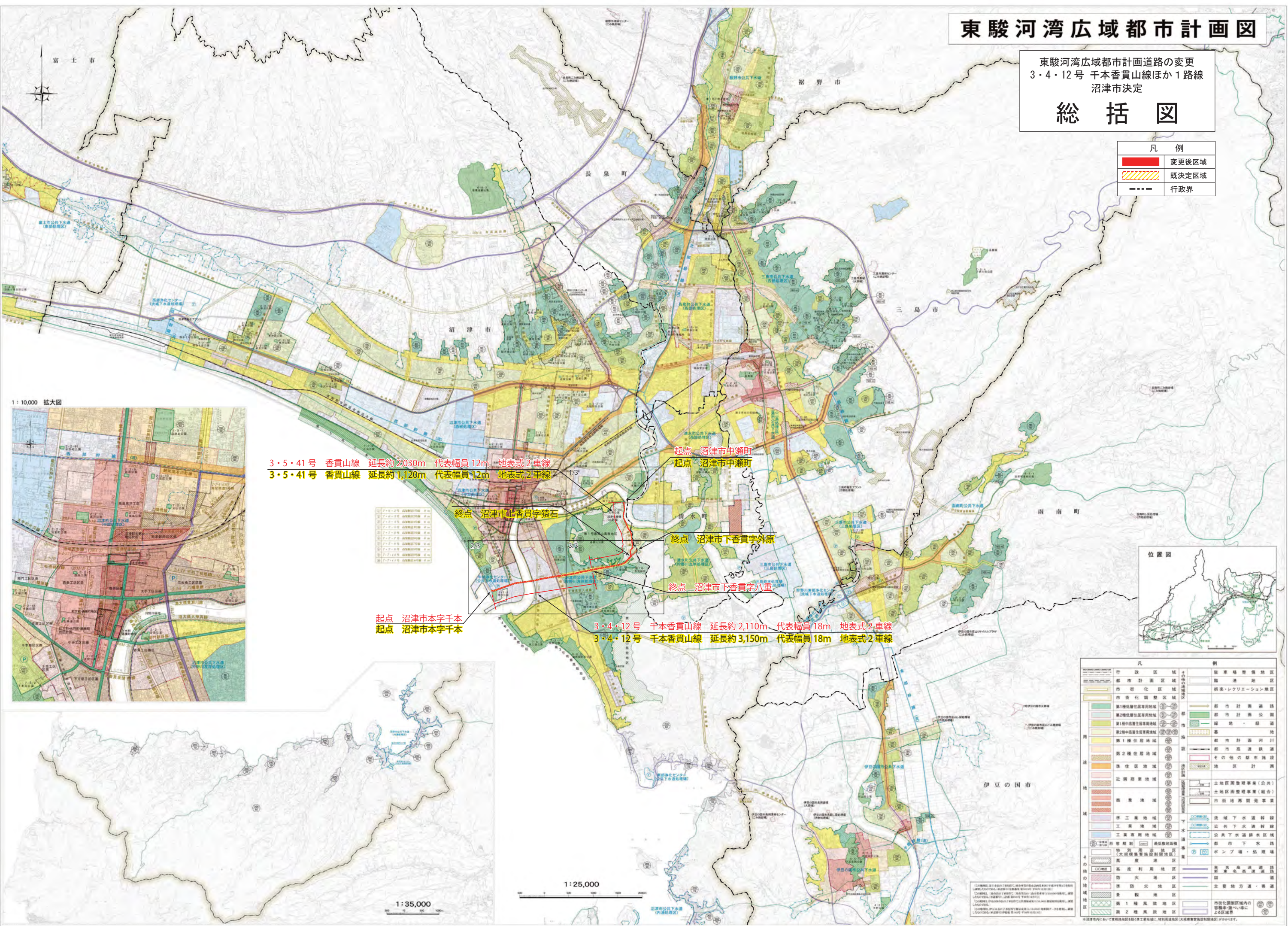
東駿河湾広域都市計画図

東駿河湾広域都市計画道路の変更
 3・4・12号 千本香貫山線ほか1路線
 沼津市決定

総括図

凡例

	変更後区域
	既決定区域
	行政界



3・5・41号 香貫山線 延長約2,030m 代表幅員12m 地表式2車線
 3・5・41号 香貫山線 延長約1,120m 代表幅員12m 地表式2車線

起点 沼津市中瀬町
 起点 沼津市中瀬町
 終点 沼津市上香貫字猿石
 終点 沼津市下香貫字外原
 終点 沼津市下香貫字八重

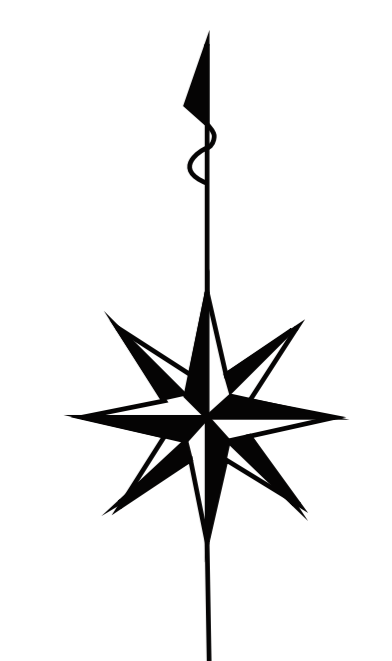
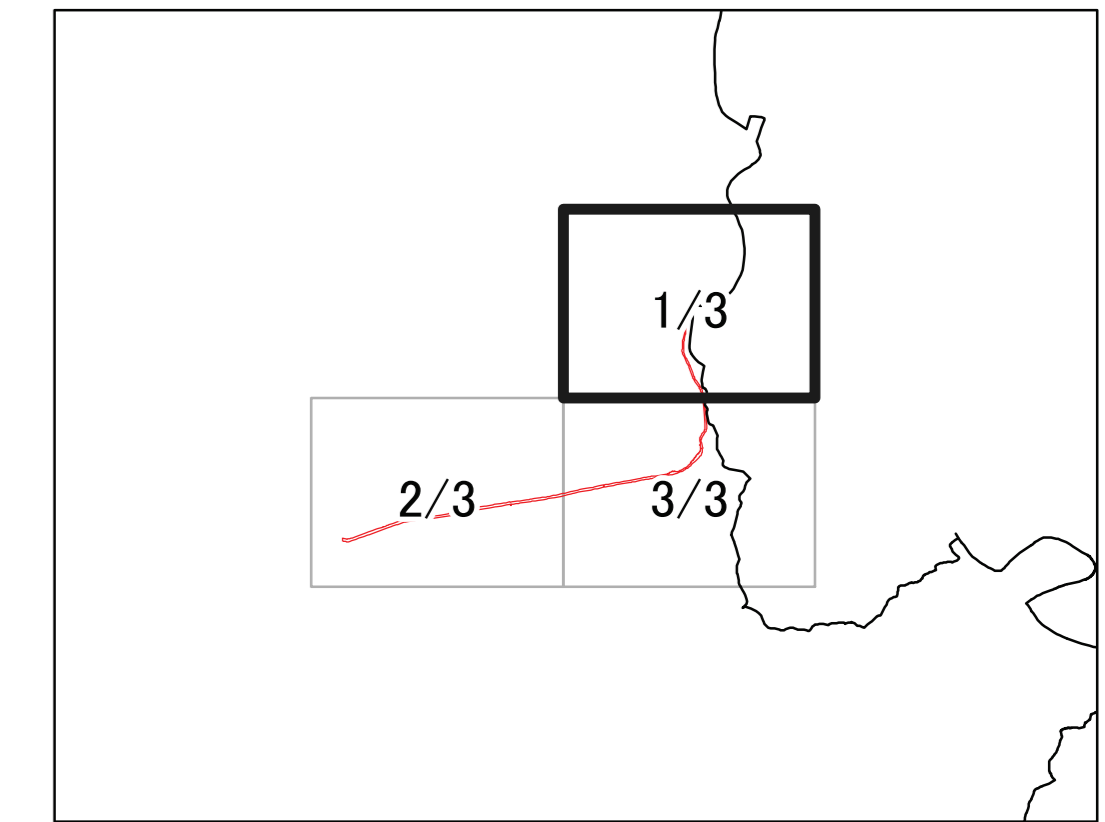
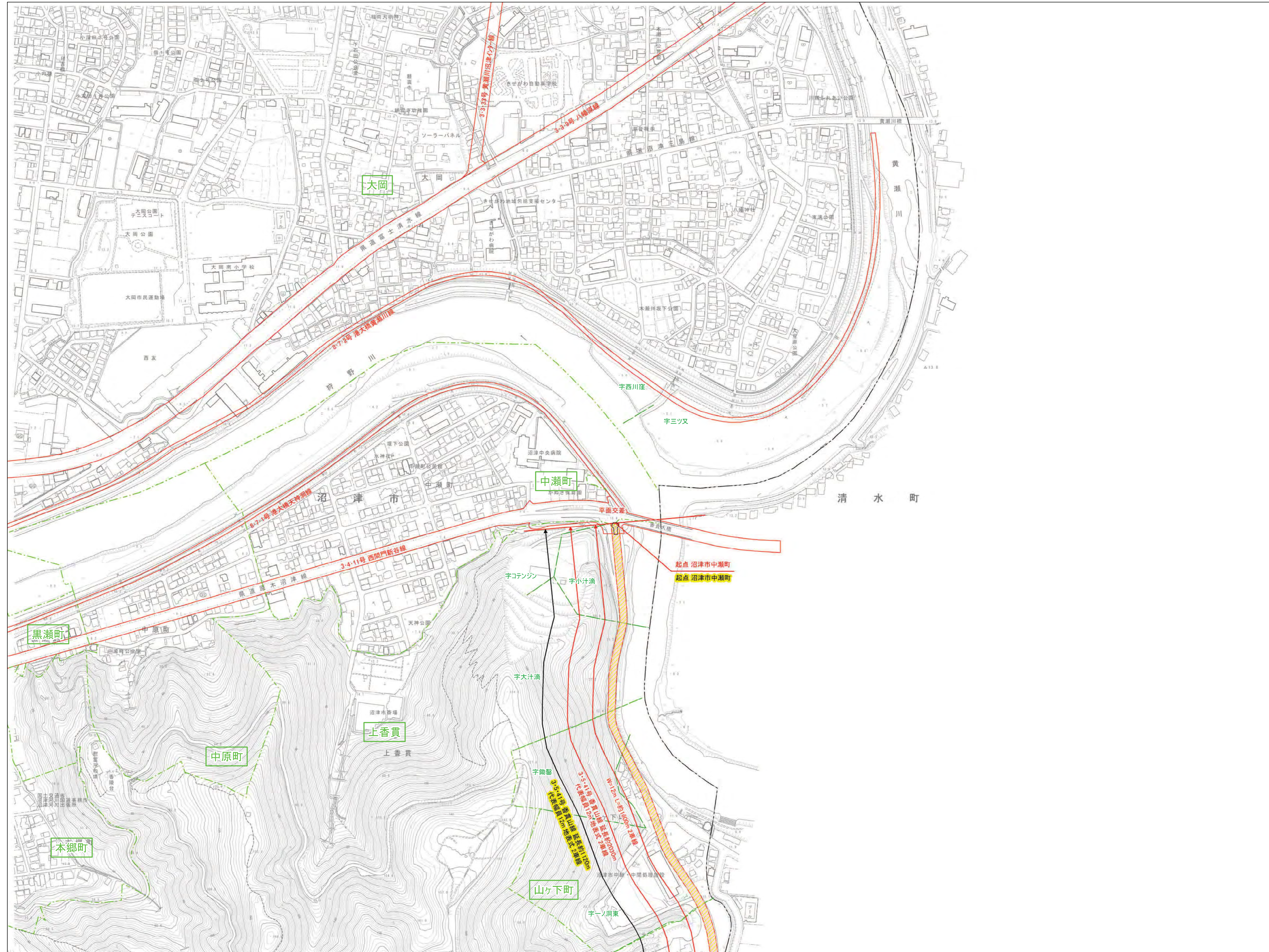
3・4・12号 千本香貫山線 延長約2,110m 代表幅員18m 地表式2車線
 3・4・12号 千本香貫山線 延長約3,150m 代表幅員18m 地表式2車線



凡例

	行政区域		駐軍施設整備地区
	都市計画区域		臨海地区
	市街化区域		観光・レクリエーション地区
	市街化調整区域		都市計画道路
	第1種低層住居専用地域		都市計画公園
	第2種低層住居専用地域		緑地・緑道
	第1種中高層住居専用地域		墓地
	第2種中高層住居専用地域		都市計画河川
	第1種住居地域		都市高速鉄道
	第2種住居地域		その他の都市施設
	準住居地域		地区計画
	近隣商業地域		土地区画整理事業(公共)
	商業地域		土地区画整理事業(組合)
	準工業地域		市街地再開発事業
	工業地域		流域下水道施設
	工業専用地域		公共下水道線
	特別用途地域		公共下水道排水区域
	特別用途地区		都市下水道
	特別用途地区		ゴルフ場・処理場
	高度利用地区		農業集落排水
	防火地区		農業集落排水
	防火地区		国道
	防火地区		主要地方道・県道
	防火地区		市街化調整区域内の 管轄外「市」による区画
	防火地区		第1種風致地区
	防火地区		第2種風致地区

東駿河湾広域都市計画道路の変更
 3・4・12号 千本香貫山線ほか1路線
 沼津市決定
 計画図



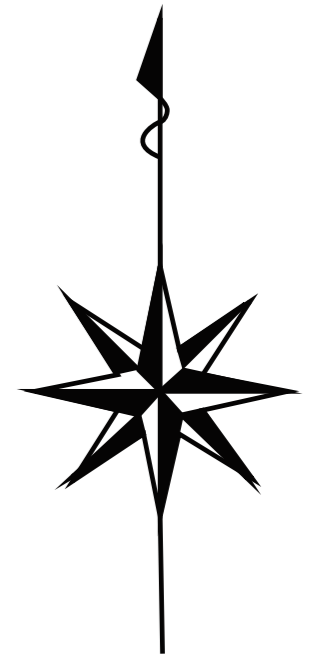
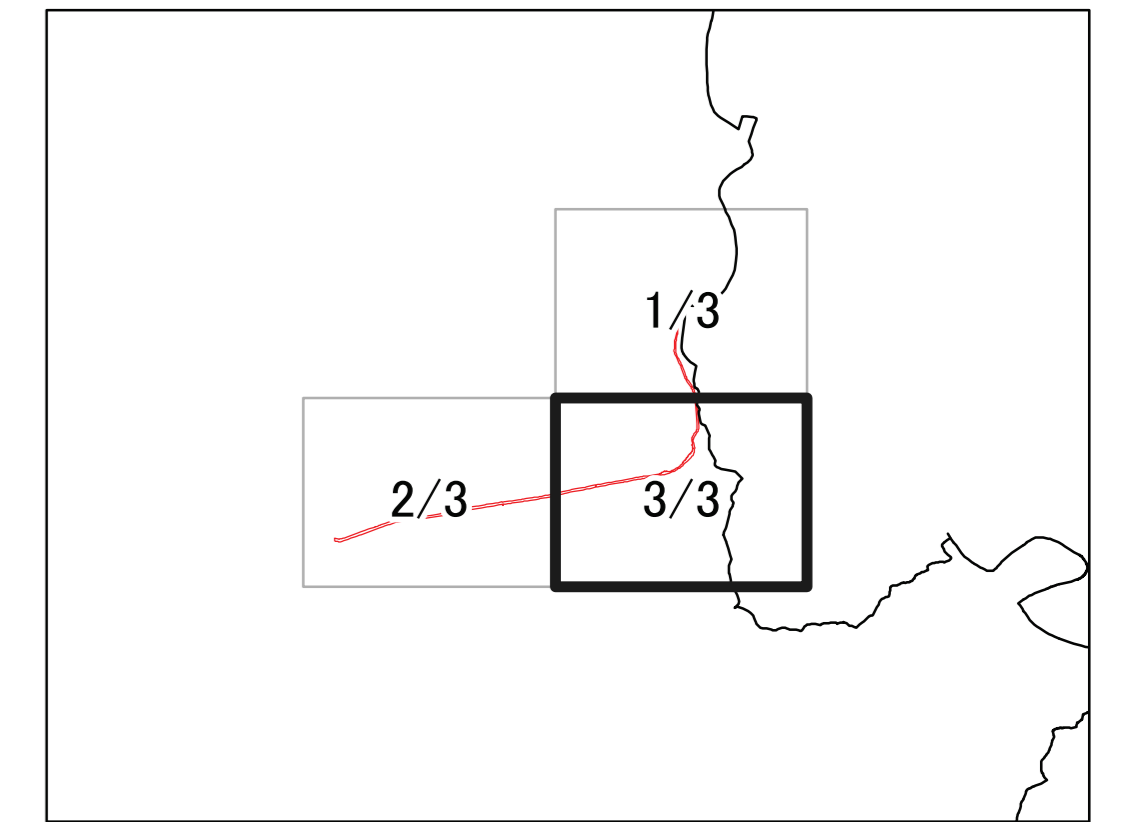
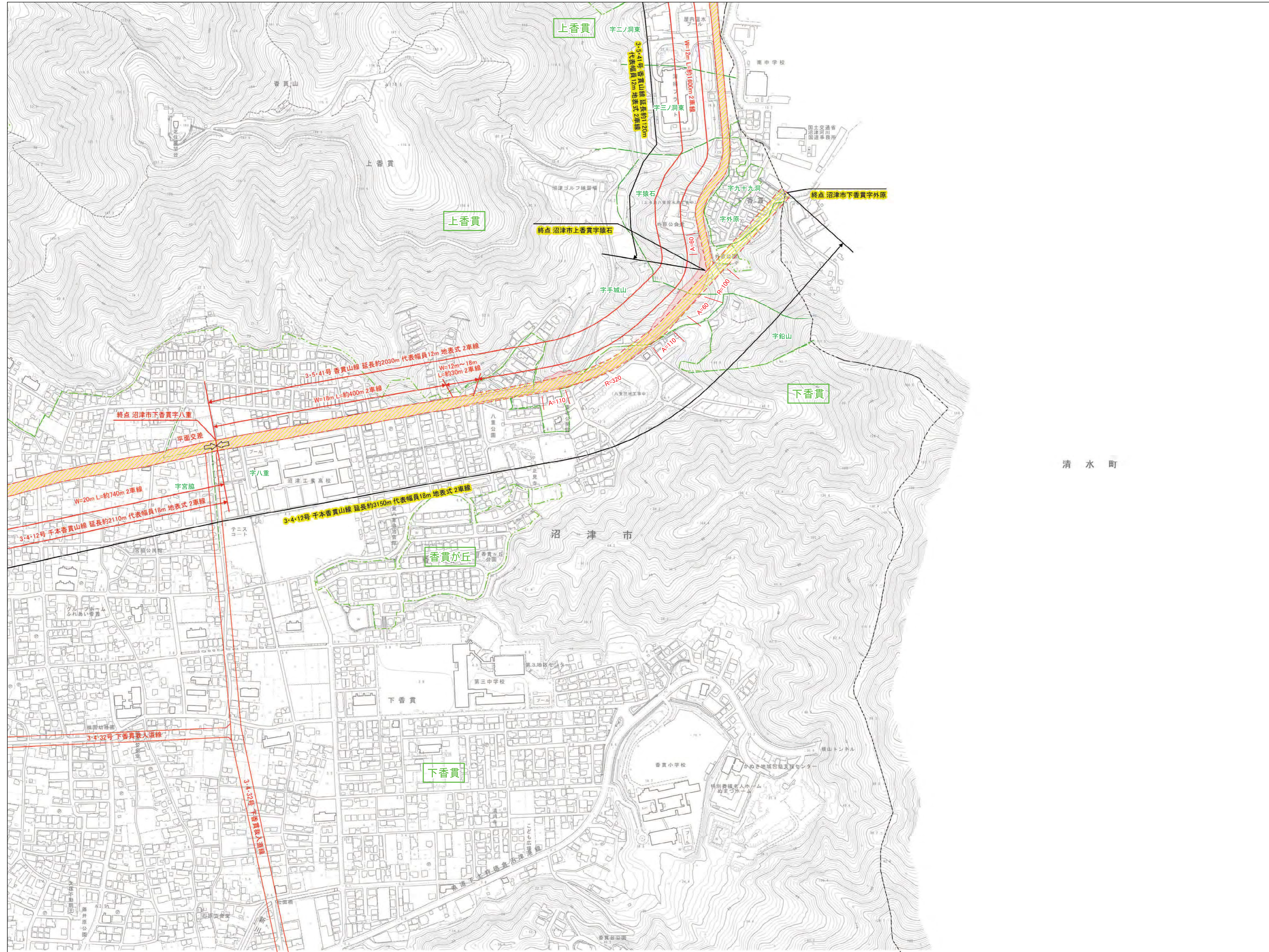
凡 例	
	既決定区域
	変更後区域
	大字名
	小字名
	大字界
	小字界

1:2,500

08NE382



東駿河湾広域都市計画道路の変更
 3・4・12号 千本香貫山線ほか1路線
 沼津市決定
 計画図



清水町

凡 例	
	既決定区域
	変更後区域
	大字名
	小字名
	大字界
	小字界

1:2,500

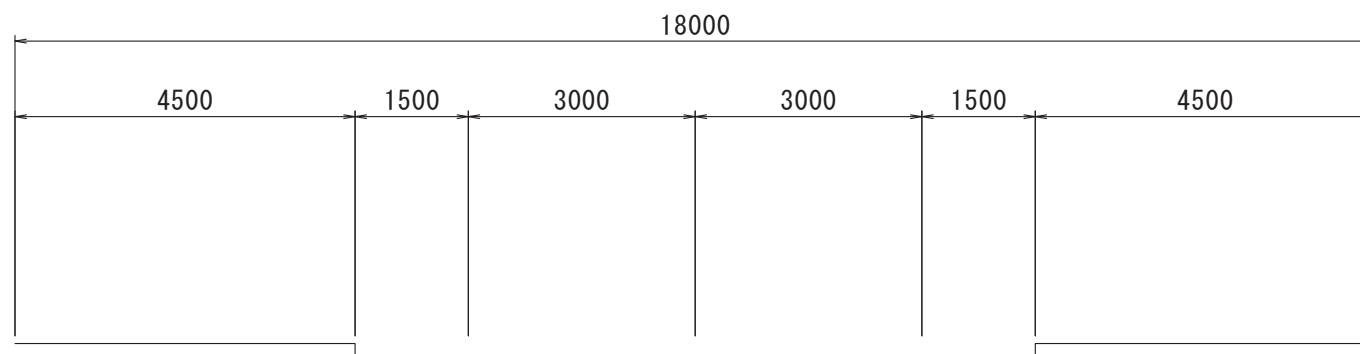
08NE384



東駿河湾広域都市計画道路の変更
3・4・12号 千本香貫山線ほか1路線
沼津市決定

標準横断面図（参考図）

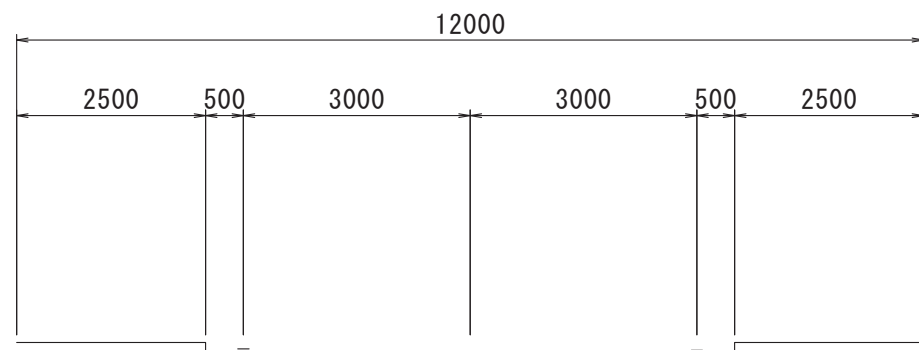
S=1:100



3・4・12号 千本香貫山線

種別	級別	設計速度 (km/h)		計画交通量 (台/日)
4種	3級	40	20	1,500~4,000

3・5・41号 香貫山線 (幅員18m区間)



3・5・41号 香貫山線

東駿河湾広域都市計画道路の変更
 3・4・12号 千本香貴山線ほか1路線
 沼津市決定

交差点処理図 (参考図)

